

## 7. 事務組織

### 7-1 適切な事務組織の整備（レベル I ◎）

#### [現状の説明]

事務組織について、「大学院」第35条は、「大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設ける」ことを求めている。これを受け、「法科院基準」は、「設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置」を求めている。また、留意事項として、職員配置については、法科大学院の状況を把握する責任体制を確立することについても求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

本学では、「事務組織規程」第24条の4第1項の規定により、各学部及び大学院各研究科の教務を処理するため、各学部の下に、それぞれ学部教務課を置いている。ただし、同第2項の規定により、独立研究科である法科大学院の教務に限っては、大学院法務研究科の下に「法科大学院教務課」を設置してその所管としている（資料7-1-1）。法科大学院教務課の職員配置は、専任事務職員4人（うち、1人は課長）、嘱託職員3人及びアルバイト職員1人の合計8人である。

なお、嘱託職員のうち、1人はロー・ライブラリアンである（評価の視点7-5）。

このほか、法科大学院教務課に近接して「法科大学院情報メディア室」を設置しており、業務委託契約に基づく2人の専門スタッフが常駐し、ITに関する環境整備を担っている（評価の視点6-4）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

事務組織の整備に係る点検・評価については以下のとおりである。

事務組織については、独立研究科に対応した専門部署を設置していることから、適切に整備しているといえる。また、人員配置についても、入学定員が25人であり、専任教員数が16人であるところ（評価の視点3-1）、8人の事務職員を配置していることから問題はない。

以上を総合すれば、「大学院」第35条及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料7-1-1 「事務組織規程」2005年3月24日制定【巻末リストA004】

### 7-2 事務組織と教学組織との関係（レベル I ◎）

#### [現状の説明]

事務組織と教学組織との関係について、「法科院基準」は、管理運営及び教育研究活動の支援で、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られていることを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

#### (1) 管理運営に対する支援

管理運営への支援に関して、教授会及び各種委員会には、法科大学院教務課の事務職員が陪席し、提案文書及び議事録の作成等を支援している。また、各種委員会のうち、「学生生活委員会」及び「情報公開委員会」については、「委員会内規」（資料7-2-1）第8条第1項及び「情報公開内規」（資料7-2-2）第7条第2条第6号の規定により、教務課長が構成員となっており、委員会での審議にも参画している。

さらに、各年度の事業計画・事業報告、予算案及び自己点検・評価報告書等の作成でも、法科大学院教務課が文書作成及びデータの取りまとめ等の支援を行っており、学長室、財務部及び大学評価支援室等の関連事務部署との折衝についても行っている。

## (2) 教育活動に対する支援

教育活動に対する支援について、法科大学院教務課では、教材印刷、学期末の課題研究レポートの提出受付及びTAの勤務時間管理業務等を行っている。他方で、eラーニングに関する教員サポートについては、法科大学院情報メディア室が担っている。

これらの事務室については、法科大学院が主に使用する紫光館の2階に配置されており、「講師控室（法科大学院）」及び「法科大学院長室」（研究室209）についても同一フロアに配置されている。また、専任教員の研究室についても、同一フロア又は紫光館に隣接する至心館に配置されている（資料7-2-3 [p. 42, p. 44]）。

## (3) 研究活動に対する支援

研究支援については、法科大学院への支援に特化した事務組織はなく、「研究部」がすべての学部・研究科に対する支援を行っている。

研究支援制度の運用についての諸事項を審議決定する際には、「全学研究運営会議規程」（資料7-2-4）第4条第1項第5号ないし第7号の規定により、同会議の構成員として、研究部事務部長及び研究部課長並びに法科大学院研究主任がともに参画する体制が整備されている。それにより意思決定に際しての事務組織と教学組織の連携が図られるようになっている。

その一方で、研究部の事務室については、紫光館・至心館エリアとは約400m離れた紫英館に配置されている（資料7-2-3 [p. 46]）。そのため、メールボックスの管理等、一部の業務については、紫光館3階の「人間・科学・宗教総合研究センター」（資料7-2-3 [p. 43]）の事務室で対応している。また、ITサポートについては、紫光館2階の「法科大学院情報メディア室」が研究部への橋渡しを担っている。

図書館については、紫光館1階に深草図書館分室が配置されており（資料7-2-3 [p. 42]）、その運営については、「委員会内規」（資料7-2-1）第7条第2項の規定により、法科大学院図書委員会が所管している。法科大学院図書委員会は、研究主任及び教授会選出の委員から構成され（同内規同条第1項）、図書館事務部の職員及び法科大学院教務課所属のローライブラリアンも陪席する。また、全学的な観点から図書館の運営を審議する「図書委員会」には、「図書委員会規程」（資料7-2-5）第2条第1項第3項、第5項及び第6項の規定により、法科大学院教授会選出の教員並びに図書館事務部長及び図書館の各課長がともに構成員となっており、事務組織と教学組織の連携が図られるようになっている。

### [点検・評価（長所と問題点）]

事務組織と教学組織との関係に関し、管理運営については、法科大学院教務課の職員が、各種の会議体に出席又は陪席しつつ、必要な支援を行っている。

教育についても、法科大学院教務課及び法科大学院情報メディア室が教材作成及びIT環境整備等の支援を行っている。また、事務室及び研究室等の配置の面でも、事務組織と教学組織との有機的な連携についての配慮がなされている。

他方で、研究支援については、法科大学院への支援に特化した事務組織は置かれていない。しかし、日常業務については、極力、紫光館・至心館エリア内で対応可能なよう、配慮されている。また、研究支援又は図書館の運営を審議する全学の会議体の運営でも、担当事務組織の部課長と法科大学院教員がともに構成員として参画する体制が整備されている。したがって、全学的な意思決定に際しての事務組織と教学組織との連携についても、問題はない。

以上を総合すれば、管理運営、教育及び研究のすべての面で、事務組織と教学組織との有機的連携がなされているといえる。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料7-2-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定【巻末リストA025】

資料7-2-2 「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012年10月3日制定【巻末リストA029】

資料7-2-3 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

資料7-2-4 「全学研究運営会議規程」2004年3月25日制定【巻末リストA018】

資料7-2-5 「図書委員会規程」1975年3月25日制定【巻末リストA021-1】

### 7-3 事務組織の役割（レベルⅡ〇）

#### [現状の説明]

事務組織の役割について、「法科院基準」は、法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能が適切に発揮されていることを求めている。

この点に関して、本学の法科大学院教務課では、必要な情報を収集するとともに、収集したデータを分析することにより、企画・立案を行っている。

法科大学院教務課による情報収集としては、国、関係機関及び他法科大学院等の web サイトに掲載される情報を定期的に確認するなどの取り組みが挙げられる。収集した情報については、関係教員に配信しているほか（資料 7-3-1）、様々な内部情報と総合・分析し、企画・提案につなげている。

例えば、評価の視点 4-10 で記述した入学者選抜方法の検証及びそれに基づく改善提案に当たっては、データの蓄積、分析及び提案文書の作成等で法科大学院教務課が重要な役割を果たしている（資料 7-3-2 及び資料 7-3-3）。また、学習支援についても、法科大学院教務課が学生の学習状況を調査・分析し、TS による学習支援プログラムの改善策の企画・提案などにつなげている（資料 7-3-4）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

事務組織の役割については、法科大学院教務課が、学生募集及び学習支援など様々な業務で情報を収集し、それに基づく企画・立案を行っている。このような取り組みの蓄積は、「法科院基準」に照らして適切な対応であると評価できる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料7-3-1 龍谷大学法科大学院教務課「法科大学院ニュース（2013.03.19）」2013年3月19日付け電子メール【巻末リストH004】

資料7-3-2 龍谷大学法科大学院「2013年度法科大学院入学試験に係る志願者目標について」2012年5月9日 教授会承認【巻末リストE004】

資料7-3-3 龍谷大学法科大学院「2013年度法科大学院入試受験生確保に向けた取り組みについて」2012年5月9日 教授会承認【巻末リストE005】

資料7-3-4 龍谷大学法科大学院「2013年度チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミ編成の基本方針」2013年2月27日 教授会承認【巻末リストC057】

### 7-4 事務組織の機能強化のための取り組み（レベルⅡ〇）

#### [現状の説明]

事務組織の機能強化について、「法科院基準」は、管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に務めることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、全学的に実施される評価制度及び研修制度を活用し、以下のような取り組みを行っている。

#### (1) 評価制度の導入による機能強化のための取り組み

本学では、2011年度から専任事務職員を対象とする評価制度を導入している。この制度は、「自身の『能力』を客観的に把握し、優れているところは伸ばし、劣っているところは改善しながら、資質・能力の向上化を図り、ひいては組織としての総合力を高めること」を目的としている（資料7-4-1 [p. 4]）。

この制度の下では、被評価者（部下）は、毎年度、「部署方針・目標」を踏まえた自らの、業務目標及びキャリアプランを設定し、上司に提出する。上司は、年度の期首、中間及び期末にキャリア面談を実施し、業務目標の達成状況等を踏まえ部下の自己評価を基に評価するとともに、必要な指導又はアドバイス等を行う。

なお、法科大学院教務課員の評価者は教務課長であり、教務課長の評価者は教学部事務部長である。

#### (2) 研修制度の整備を通じた機能強化のための取り組み

専任事務職員を対象とする研修制度については、「専任事務職員研修要項」に記載されており、組織目標達成研修と自己啓発研修の2種類に大別される各種制度が整備されている（資料7-4-2）。嘱託職員についても、「嘱託職員研修要項」に記載されており、各種の研修制度が整備されている（資料7-4-3）。

2009年度以降の研修参加状況については、「2009-2013年度法科大学院教務課事務職員参加研修一覧」（資料7-4-4）のとおりである。

なお、法科大学院教務課を対象とする自己点検・評価を通じた機能強化のための取り組みについては評価の視点9-1で後述する。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

事務組織の機能強化に係る点検・評価については以下のとおりである。

評価制度については、キャリアプランの設定・実行・評価・改善というPDCAサイクルが機能するよう、制度設計がなされている。研修制度についても専任事務職員と嘱託職員のそれぞれについて、体系的に整備されており、実際に活用されている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料7-4-1 龍谷大学総務部人事課「評価制度について [保存版]」2013年5月【巻末リスト H001】

資料7-4-2 龍谷大学「専任事務職員研修要項」2013年7月【巻末リスト H002】

資料7-4-3 龍谷大学「嘱託職員研修要項」2013年7月【巻末リスト H003】

資料7-4-4 龍谷大学法科大学院教務課「2009-2013年度法科大学院教務課事務職員参加研修一覧」2014年2月【巻末リスト H005】

### 7-5 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

#### [現状の説明]

特色ある取り組みとしては、ロー・ライブラリアンの配置により、法科大学院教務課と図書館とが連携した学習支援を行っていることが挙げられる。

ロー・ライブラリアンの所属部署は法科大学院教務課であるが、通常は学生の自習室スペースと一体となった深草図書館分室に常駐している。その業務内容は、修士（法学）の

学位と図書館司書資格を併せ持っていることを活かした法情報の収集・整理・発信等であり、学生及び教員からの相談（レファレンス）にも応じている。他方で、実務基礎科目「法情報演習」では、教員サポートを行うほか、毎朝実施しているミーティング等ではロー・ライブラリアンと他の教務課員との間で学生の状況などに関する情報交換を行っている。

なお、ロー・ライブラリアンの業務については、評価の視点 2-11、評価の視点 2-24 及び評価の視点 6-7 についても参照されたい。

#### **[点検・評価（長所と問題点）]**

法科大学院教務課にロー・ライブラリアンを配置することにより、法情報教育に関する専門的な支援を行うことが可能になるだけでなく、法科大学院教務課の深草図書館分室との間で学生の学習状況に関する情報共有が図られ、部署を越えた多面的な学生支援が可能となっている。この点については本法科大学院の長所であると自負している。

なお、問題点についての特記事項はない。

#### **[将来への取り組み・まとめ]**

ロー・ライブラリアンの配置については今後も維持する。